

長野県景観育成計画における景観育成基準（重点地域を除く）

1 共通事項

- (1) 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。
 - ア 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないように努めること。
 - イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないように努めること。
 - ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。
- (2) うるおいのある良好な空間をつくるため、緑化にあたっては、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (3) 建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、次のとおりとする。
 - ア 広域的な観点から景観に与える影響に配慮するとともに、地域の景観の育成に寄与するよう配慮すること。
 - イ 威圧感や殺風景な印象を与えないよう配慮するとともに、屋上設備や広告物等付帯設備を含め全体としてまとまりのある景観の育成に配慮すること。
 - ウ 建築物が連坦する地域にあっては、まち並みという連続した空間の一部であることを認識し、一体性の確保に配慮すること。

2 地域区分

地域区分	対 象
(1) 都市	都市計画法に基づき用途地域として定められた地域
(2) 沿道	高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側 30 メートルの地域
(3) 田園	国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域（都市及び沿道に掲げる地域を除く。）
(4) 山地・高原	(1)、(2) 及び (3) に掲げる地域を除く地域

3 地域ごとの景観育成基準

区 分	都 市	沿 道	田 園	山地・高原
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更				
ア 配置	(7) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	(7) 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。	(7) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	(7) 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。
	(4) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。	(4) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。		
	(5) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。			
	(6) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。			(6) 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
イ 規模	(7) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。			
	(4) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	(4) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。	(4) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。	(4) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
ウ 形態・意匠	(7) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。			
	(4) 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	(4) 背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	(4) 背景のスカイライン及び田園の広がり調和する形態とすること。	(4) 周辺の山並みと調和する形態とすること。
	(5) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。	(5) 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。	(5) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。	(5) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺のスカイラインとの調和に努めること。
	(6) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。			
	(7) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。			
	(8) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。			
	(9) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。			
	(10) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。			
	(11) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。			

エ 材料	(7) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。			
	(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	(イ) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。		(イ) 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。
	(7) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。			
オ 色彩等	(7) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	(7) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
	(イ) 多色使い、アクセント色の使用等の際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。		
	(7) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。			
カ 敷地の緑化	(7) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。			
	(イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。			
	(7) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。			
	(イ) 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。		(イ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。	
	(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。			
キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)に関する付加基準	(7) 配置 ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。			
	(イ) 規模、形態・意匠 ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。			
	(7) 材料 ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。			(7) 材料 ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。

	(イ) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	(イ) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。	(イ) 色彩等 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
(2) 土地の形質の変更			
変更後の土地の形状、修景、緑化等	(7) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。		
	(4) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。		
	(ウ) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。	(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。	
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採			
採取等の方法、採取等後の緑化等	(7) 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。		
	(4) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。		
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵			
集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	(7) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。		
	(4) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。		